



日本共産党区議会議員

みやざき かつとし 克俊

事務所 品川区豊町6-2-1 TEL3786-6674

2007年9月30日 No.588



# 低所得者の住民税減免を

## 今議会に共産党が条例改正を提案

### 品川区特別区税条例(現行:抜粋)

#### 第2章 普通税

#### 第1節 特別区民税

#### (区民税の減免)

第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者

…<以下、略>…

この減免の対象に、「前年の合計所得金額が生活保護基準以下でありながら課税対象になっている者」も加えるのが提案の主旨です。



日本共産党区議団は今議会に、議員提案権を活用し低所得者の住民税を減免するための条例改正を提案しました。この提案は、所得が生活保護基準以下で、生活が困難な方の区民税を減免しようというものです。21日の本会議で日本共産党の安藤たい作議員が提案説明しました。

所得の少ない方の住民税減免は、今春の東京都知事選挙で石原候補(現知事)が公約していましたが、先日、石原知事はこの公約を投げ捨ててしまいました。しかし、低所得者への住民税減免の必要性がなくなったわけではありません。東京都が取りやめたなか、品川区で実施することはますます重要です。

日本共産党区議団が提案した低所得者に対する住民税の減免は、現在、川崎市が実施している減免と同じ制度を品川区でも実施しようというものです。所得が生活保護基準以下であり生活が困難と認める方を対象。本人の申請を受け、生活状況を調査して減免を行います。減免見込は年間380名で予算は2千万円。品川区の財政状況からは十分対応できます。

## 共産党の提案

# 収入が生活保護以下なのに課税される方の住民税を減免

日本共産党区議団の提案は、

減免対象を明確にするために基準を新たにするものです。内容は、①対象者は、前年の合計所得金額が生活保護基準以下でありながら課税対象になっている区民とする。②生活が困難であると本人が減免を申請する。③申請に基づき区が生活状況を調査して適応が妥当と判断した者—というものです。

## 生かされていない特別区民税の減免規定

現行の品川区特別区税条例では、住民税の減免について「当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者」、「前号に掲げるもののほか特別な理由がある者」と

定めています。

しかし、実際に減免されるのは世帯主の死亡や災害で収入が少なくなった場合、生活保護を受給することになった場合だけ。生活保護程度やそれ以下の所得しなくても区民税は減免されていません。

## 自治体でも可能な対策を模索するとき

住民税の増税、国保料の値上げなど次々負担が増やされるなか住民の命、くらしを守るために自治体としてできることは何か—を真剣に模索するときに来ていると思います。

日本共産党の提案は、その気になれば実現可能です。今議会では否決されましたが、実現へ引き続きがんばります。

## 住民税の減免提案を自民・公明・民主らが否決!!

日本共産党の条例案は9月25日(火)の区民委員会で審議されました。

審議の中で自民・公明は「提案趣旨は理解できる」旨発言したものの、民主・無所属の会とともに反対し否決してしまいました。



委員会での意見(要旨)を紹介します。

- 自民党—貯金や家屋など調査は困難。
- 公明党—減免対象者の数は共産党提案より多くなるので予算的に無理。条例案では減免対象者の規定がダブっており疑問。
- 民主—現行条例でよい。
- 無所属の会—減免は国が考えるべき問題。

## お困りのときは お気軽に ご相談ください

無料法律相談は 9月28日(金)  
10月26日(金)



日本共産党 **みやざき克俊** 事務所  
品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674

## みやざきの本会議質問 ケーブルテレビで放映

9月20日の区議会本会議でおこなった私(みやざき)の質問がケーブルテレビ「しながわ区民チャンネル」で放映されます。

放映時間は9月29日(土) Am 11時からです。

